



栃木県公報

令和6(2024)年
3月15日(金)
号外
第15号

目次

公安委員会

○交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第3号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（平成5年栃木県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 交番				別表（第2条関係） 1 交番			
管轄署名	名称	位置	所管区	管轄署名	名称	位置	所管区
略				略			
宇都宮東警察署	平松町交番	宇都宮市城東2丁目	宇都宮市のうち平松町、宿郷5丁目、築瀬町の一部、城東1丁目、城東2丁目、東築瀬1丁目、峯町、峰1丁目、峰2丁目、峰3丁目、峰4丁目、平松本町、平松1丁目、平松2丁目、平松3丁目、平松4丁目	宇都宮東警察署	平松町交番	宇都宮市城東2丁目	宇都宮市のうち平松町、宿郷5丁目、築瀬町の一部、城東1丁目、城東2丁目、東築瀬1丁目、峯町、峰1丁目、峰2丁目、峰3丁目、峰4丁目、平松本町
	豊郷交番	宇都宮市竹林町	宇都宮市のうち今泉町の一部、今泉1丁目、今泉2丁目、今泉3丁目、今泉4丁目、今泉5丁目、中今泉1丁目、中今泉2丁目、中今泉3丁目、中今泉4丁目、中今泉5丁目、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目、横山町、横山1丁目、横山2丁目、横山3丁目、瓦谷		今泉町交番	宇都宮市今泉町	宇都宮市のうち今泉町の一部、今泉1丁目、今泉2丁目、今泉3丁目、今泉4丁目、今泉5丁目、中今泉1丁目、中今泉2丁目、中今泉3丁目、中今泉4丁目、中今泉5丁目、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目、竹林町、今泉新町

			町、岩本町、関堀町、海道町、川俣町、下川俣町、岩曾町、竹林町、今泉新町
略	略	略	略
石井町交番	宇都宮市石井町		宇都宮市のうち東峯町、石井町の一部、東峰1丁目、東峰2丁目、問屋町、陽東1丁目、陽東2丁目、陽東3丁目、陽東6丁目、陽東7丁目、陽東8丁目
略	略	略	略
略			
小山警察署	略	略	略
	若木交番	小山市若木町1丁目	小山市のうち若木町1丁目、若木町2丁目、若木町3丁目、花垣町1丁目、花垣町2丁目、本郷町1丁目、本郷町2丁目、本郷町3丁目、大字稲葉郷、大字小山の一部、駅東通り3丁目、城北1丁目、城北2丁目、城北3丁目、城北4丁目、城北5丁目、城北6丁目、大字渋井、大字立木、城西1丁目、城西2丁目、大字大行寺、大字喜沢の一部
	略	略	略
略			
日光警察署	安川町交番	日光市安川町	日光市のうち上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、御幸町、石屋町、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、所野、日光の一部
	駅前交番	日光市相生町	日光市のうち稲荷町三丁目、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、七里、野口、和泉、山久保、日光の一部
	略	略	略
略			
略	略	略	略
石井町交番	宇都宮市石井町		宇都宮市のうち東峯町、石井町の一部、問屋町、陽東1丁目、陽東2丁目、陽東3丁目、陽東6丁目、陽東7丁目、陽東8丁目
略	略	略	略
略			
小山警察署	略	略	略
	若木交番	小山市若木町1丁目	小山市のうち若木町1丁目、若木町2丁目、若木町3丁目、花垣町1丁目、花垣町2丁目、本郷町1丁目、本郷町2丁目、本郷町3丁目、大字稲葉郷、大字小山の一部、駅東通り3丁目、城北1丁目、城北2丁目、城北3丁目、城北4丁目、城北5丁目、城北6丁目、大字渋井、大字立木、大字大行寺、大字喜沢の一部
	略	略	略
略			
日光警察署	安川町交番	日光市安川町	日光市のうち上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、御幸町、石屋町、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、所野、日光の一部
	駅前交番	日光市相生町	日光市のうち稲荷町三丁目、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、日光の一部
	略	略	略
略			

2 警察官駐在所

管轄署名	名称	位置	所管区
略			
宇都宮東警察署	白沢警察官駐在所	略	略
	略	略	略
	上河内警察官駐在所	宇都宮市中里町	宇都宮市のうち中里町、冬室町、関白町、 <u>宮山田町</u> 、今里町、 <u>松田新田町</u> 、 <u>上田町</u> 、 <u>金田町</u> 、 <u>免ノ内町</u> 、 <u>高松町</u> 、 <u>松風台</u> 、 <u>上小倉町</u> 、 <u>下小倉町</u> 、 <u>芦沼町</u>
略			
日光警察署	清滝警察官駐在所	日光市清滝一丁目	日光市のうち清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、 <u>清滝新細尾町</u> 、 <u>清滝町</u> 、 <u>清滝一丁目</u> 、 <u>清滝二丁目</u> 、 <u>清滝三丁目</u> 、 <u>清滝四丁目</u> 、 <u>細尾町</u> 、 <u>丹勢</u>
	略	略	略
	略		
3 略			

2 警察官駐在所

管轄署名	名称	位置	所管区
略			
宇都宮東警察署	関堀町警察官駐在所	宇都宮市関堀町	宇都宮市のうち横山町、横山1丁目、横山2丁目、横山3丁目、 <u>瓦谷町</u> 、 <u>岩本町</u> 、 <u>関堀町</u> 、 <u>川俣町</u>
	下川俣町警察官駐在所	宇都宮市下川俣町	宇都宮市のうち海道町、 <u>下川俣町</u> 、 <u>岩曾町</u>
	白沢警察官駐在所	略	略
	略	略	略
	中里警察官駐在所	宇都宮市中里町	宇都宮市のうち中里町、冬室町、関白町、 <u>宮山田町</u> 、今里町、 <u>松田新田町</u> 、 <u>金田町</u> 、 <u>免ノ内町</u> 、 <u>高松町</u> 、 <u>松風台</u>
下小倉警察官駐在所	宇都宮市下小倉町	宇都宮市のうち上田町、 <u>上小倉町</u> 、 <u>下小倉町</u> 、 <u>芦沼町</u>	
略			
日光警察署	野口警察官駐在所	日光市野口	日光市のうち七里、野口、和泉、山久保
	久次良町警察官駐在所	日光市清滝安良沢町	日光市のうち久次良町、 <u>清滝安良沢町</u> 、 <u>清滝和の代町</u>
	清滝警察官駐在所	日光市清滝一丁目	日光市のうち丹勢____、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町____、 <u>清滝町</u> 、 <u>清滝一丁目</u> 、 <u>清滝二丁目</u> 、 <u>清滝三丁目</u> 、 <u>清滝四丁目</u> _____
	細尾警察官駐在所	日光市細尾町	日光市のうち清滝新細尾町、 <u>細尾町</u>
略	略	略	略
略			
3 略			

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。